



工業調査票

(指定統計)

第 号

調査票

第 10 号

提出期限一月末日

1. 本調査票は工業統計及事業所名簿作成のために使用される。工業統計は工業生産力の増進その他の基本的工業政策上の有効なる資料として役立つもので、従つて個々の調査票は物資の配給、徴税等直接業者に利害関係を生ずる様な目的には使用しない。本調査は統計法に基づく指定統計であるから虚偽の申告をした場合は本調査の事務に従事する公務員が本調査の内容を漏した場合は同法により処罰される。

1. 事業所名 邦文 _____ ローマ字 _____

2. 事業所所在地 邦文 _____ ローマ字 _____

3. 経営組織 (該当の欄所に○印をつけること)

1. 株式会社 2. 株式合資会社 3. 合資会社 4. 合名会社
5. 有限会社 6. 組合 7. 個人 8. その他

4. a. 貴工場は昭和20年8月15日以前に製錬業を営んでいたが (該当の欄所に○印をつけること) 1. 営んでいた 2. 営んでいない
b. 貴工場は昭和22年12月末日以前に製錬業を営んでいたが (該当の欄所に○印をつけること) 1. 営んでいた 2. 営んでいない

5. 従業者数及び給与金総額 (3. 職員 4. 工員は雇傭関係にある者に限る)

種類	従業者数 (12月末日現在)			給与金総額 (1月1日より12月末日迄) (実物給与を含まず)
	男	女	計	
1. 個人業主及び家族従業者				円
2. 会社又は団体の有給役員				円
3. 職員				円
4. 工員				円
5. 計				円

6. 月別工員数 (月末現在数を記入すること)

1月	人	2月	人	3月	人	4月	人	5月	人	6月	人
7月	人	8月	人	9月	人	10月	人	11月	人	12月	人

7. 原動機 (12月末日現在) (発電用の原動機には○印をつけること)(電動機を除く)

a. 現在使用中のもの

種類	実馬力数別	台数
	馬力のもの	

b. 休止及び予備の実馬力数合計 _____ 馬力

8. 電動機 (12月末日現在)

a. 現在使用中のもの

種類	実馬力数別	台数
電動機	馬力のもの	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

b. 休止及び予備の実馬力数合計 _____ 馬力

9. 原料及び材料総使用額 (1月1日より12月末日迄の1年間に実際使用した額で製品の包装等に使用した箱、紙、糸等の間接的なものも含めること。但し燃料使用額は含めぬこと) _____ 円

10. 委託生産費 (1月1日より12月末日迄) (原料、材料を支給して他の事業所に製造又は加工を委託した場合その事業所に支払った金額) _____ 円

11. 燃料使用額 (1月1日より12月末日迄) (電力使用額を除く)

種類	石炭	重炭	コークス	石油	ガス	その他
数量	噸	噸	噸	立	立方	米
価額	円	円	円	円	円	円
自家発生又は生産の数量			噸		立方	米

12. 電力使用額 (1月1日より12月末日迄) (定額料金の場合には実際に支払った金額)

種類	数量	価額
自家発生に係る電力	キロワット時	
購入電力	キロワット時	円

13. 生産額 (1月1日より12月末日迄) (販売出来る屑、廃品の額をも含む)

生産品名及び数量単位 (生産品名及び数量単位は生産品分類表により記入すること)	生産額		加工賃	
	数量	価額	数量	価額
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円

14. 13欄生産価額中に含まれている内国消費税額 (内国消費税とは物品税、織物消費税、酒税、清涼飲料税、骨牌税、砂糖消費税の6種をいう) _____ 円

15. 修理料 (1月1日より12月末日迄) (他の事業場又は他人より委託されて修理した金額) _____ 円

16. 販売先別売上高の総売上に対する割合 (1月1日より月末日迄)(自工場生産品に限る)

a. 販売業者に対して販売したもの _____ 割

b. 工場、鉱山、土産業者その他産業用使用者に対して販売したもの _____ 割

c. 一般消費者 (最終消費者) に対して販売したもの _____ 割

d. 同一企業内の他工場に引渡したもの _____ 割

17. 他より買入れた製品に加工せず (但し若干の軽度の加工は (1月1日より (この欄に記入した金額は13生) 12月末日迄) (産額欄の数字中に含めぬこと) _____ 円

昭和 年 月 日提出
各欄及び裏面の記入注意を熟読の上記入すること
この調査票は式通提出すること
商 工 省
事業主の住所及び氏名又は名称並に捺印

調査員検印欄

電話番号

記入注意

一般事項

この調査票を提出する事業所は本業として製造工業又は加工工業を営んでいる事業所(ガス業及電気業の事業所を除く)である。尚休業の時期と休業前の調査票を備考欄に記入すること。

1. 事業所名
例えは鈴木紡績株式会社向島工場、今織物場、川井工作所等のようにその工場の名前を邦文及びローマ字で記入すること。尚事業所に定まつた名前のない場合はその事業所の種類の種類と事業主の名前から例えは中村製材工場、掘電球製作所というように前記の名前をつけて記入すること。

2. 事業所所在地
事業所のある場所を都道府県、郡市、区、町村、番地まで邦文とローマ字で記入すること。
3. 経営組織
事業所の経営組織を株式会社、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社、組合、個人、その他の八種類に区分してあるが本事業所の組織が右の中何れに該当するかを明らかにするに該当のものに○印をつけること。

4. 昭和二十年八月十五日以前に昭和二十年十二月末日以前に製造工業を営んで居つたか否かを明らかにするに該当のものに○印をつけること。この意味は右の指定した過去の時期に於て「製造工業」を営んで居たかどうかを明らかにする目的であるから、例えは昭和二十年八月十五日以前に航空機の部品を製造して居た工場が現在織物工場に転換して居る如きものはたとえ事業を変更にして○印をつけるのであるから「営んで居た」の箇所に○印をつけるのである。

5. 従業者数及給与金額
A 従業者数
其の事業所の業務に實際従事している個人業主及家族従業者、会社又は団体の有給役員、職員及び工員について十二月末日現在における数を夫々該欄に記入すること。尚三ヶ月以上の長期欠勤者及未復員者についてはたとえ在籍のものであってもこれを含まぬこと。
(一) 個人業主及家族従業者
個人業主とは個人で経営している事業所の主人をいひ会社や団体の経営者ではないものをいひ、家族従業者とは大抵の場合個人業主の家族のものであつて、その事業所の業務に従事しているものをいひ、従つて家族従業者は雇傭関係にないのが普通であるが、もし家族のものでも他の雇傭従業者と同一の待遇や賃銀を受けて居ればこれは家族従業者とせず雇傭従業者とするのである。

(二) 工員とは事業所に於て主として肉体的な作業に従事するものであつて、(一) 会社又は団体の有給役員とは会社に於ては有給の社長、取締役、監査役等の重役をいひ、(三) 団体の有給役員とは理事、監事等のいわゆる役員をいひ、尚右は前記の如く其の事業所の事務に直接従事して居るものに限るのであるから、其の事業所の会計に属するものを記入すればよいことであつて、従つて同一企業内の他の事業所に属する重役、役員等は記入しないこと。
(四) 職員とはその事業所の書記的な事務を勤めて居るものと技術的な事務に従事するものをいひ、
(五) 工員とは事業所に於て主として肉体的な作業に従事するものであつて、

B 給与金額
一月一日より十二月末日迄の一年間に支払つた俸給、賃銀(手当、歩増、賞与その他の金銭給付を含む)の総金額を夫々該欄に記入すること。但し会社又は団体の有給役員(重役)については毎月の定期的な俸給、手当等の年間合計金額を記入し利益金を分配する期末賞与等のいわゆる重役賞与は之を除くこと。

6. 月別工員数
毎月末現在に於ける工員数を毎月末毎に夫々該欄に記入すること。工員の定義については前記工員の項に掲げたものと同様である。従つて本欄の十二月末日現在の工員数は「5 従業者数」中の工員数と一致すべきものである。

7. 原動機(電動機を除く)
調査期日に蒸気機関、蒸気タービン、ガス機関、石油機関、タービン水車、ベルトン水車及日本型水車の内何れかの原動機を持つて居る場合は之を記入すること。現在使用中のものとはその種類別に実馬力数毎の台数を記入し、休止及予備のものとは之を一括してその実馬力数の合計を記入すること。尚原動機の中に発電用のものがある場合は必ず右の原動機に○印をつけて発電用のものであることを明かにすること。例えは現在使用中の蒸気機関で五〇〇馬力のもの一合、三〇〇馬力のもの二合と発電用の五〇〇馬力の蒸気タービン一合を有し又予備の蒸気機関で三〇〇馬力のもの二合を有する場合の記入は左表の通りである。

Table with columns: 現在使用中のもの, 種別, 実馬力数, 別, 台数. Rows include 蒸気タービン, 蒸気機関, 蒸気タービン, 休止及び予備のもの, 実馬力数合計.

8. 電力
原動機には発電機及蒸気缶を含まない。
実馬力数は小教点以下一位迄とし未満は切捨てること。

9. 原料及材料消費額
一月一日より十二月末日迄の一年間に自分の工場で製造加工等に使つた原料及材料の総金額を記入すること。尚下請工場等に原料を支給して部分品を作らせたり或は部分的に加工、修理をさせた場合は支給した原料材料の金額も自工場で使つた原料材料の金額に合算して記入すること。但し自工場で作つた中間製品(半製品)を下請工場に支給して更に加工を行はせたりな場合は之等に別して記入しないこと。

B 右の外原料及材料消費額中には製品の包装等に使用した箱、紙、糸等の間接的のものも含めること。

C 原料及材料として使用する目的で購入したものであつても調査期間内に實際生産のために使用しなかつたものについては記入しないこと。
D 農業、水産業、鉱業等の原始産業に依り自家生産又は取得した物と原料を製造するに依り自家生産又は取得した物とを区別すること。
E 果実苗詰を製造するに依り自家生産又は取得した物とを区別すること。
F 原料の購入額は市価に依りこれを計算すること。
G 加工又は修理を頼まれた工場では其の工場持ちの原料材料を記入すればよいのであつて、支給された原料材料については記入しないこと。例えは綿布の染色を頼まれた下請工場では其の工場で作つた染料、薬品、糊等を記入し、親工場から現物支給の綿布の生地は之を記入しないこと。

10. 委託生産費
一月一日より十二月末日迄の期間内に自分の所有に属する原料材料を下請工場、協工場に委託して製造させたものについては記入しないこと。例えは協工場に委託した代金の総金額を記入すること。
A 一月一日より十二月末日迄の期間内に本欄記載の品目を燃料として使用した場合は夫々該欄に記入すること。
B 自家生産によるものでも燃料として使用したものは記入すること。(13 生産額記入注意F項参照)

C 燃料を自家生産するために使用した燃料も該欄品目中に記入すること。例えは木炭を製造する際に燃料として使用した薪等も之を記入すること。
D 火力発電用の石炭及製鉄用の石炭は燃料として記入すること。従つて之等の石炭の額は原料及材料使用額中には含まないこと。
E 石油とは揮発油、軽油、灯油及重油をいひ、
F 数量の単位は指定した単位で記入すること。若し指定単位により難い場合はその内容の説明を備考欄に附記すること。但し自家生産のものは市価に依り之を計算する。
G 価格は購買額に依ること。但し自家生産のものは市価に依り之を計算すること。

12. 電力使用額
一月一日より十二月末日迄の期間内に使用した電力(動力用、暖房用、灯用等の総てを含む)を自家発生によるものと他より購入したものとに別して夫々該欄に記入すること。
数量単位は指定した単位によること。定額料金制の場合は実際に支払つた料金を記入すること。

13. 生産額
A 一月一日より十二月末日迄の期間内にその事業所で生産された最終製品(其の工場としての完成品)につきその数量及価額を生産品分類表により別して記入すること。従つてその工場の製造過程の中間製品に生産品分類表に指定してあるものが出来たもの等については記入の要はない。但し右の中間製品でも其のまま他に販売したものがある場合は之を記入を要する。例えは羊毛を購入して毛糸を製造し更に之を織物とする場合、毛糸の一部を他に販売したならば其の販売した毛糸を記入すること。
B 前項の(一)の事業所で生産された最終製品とは製品製造の全過程が自分の事業所で行われたものをいひ、全過程が自分の工場で行われたものであればよい。例えは機械の部分品を他工場で作らせてそれを自工場で作つた製品にとりつける等は、その事業所で生産された製品である。
C 其の事業所の最終製品をそこで自家使用又は自家消費する場合右の製品

D 数量の単位は生産品分類表に定めた単位により之を記入すること。但し已むを得ず樽、箱、束、捆、匁等の様な慣用の単位による場合は其の内容の説明を備考欄に附記すること。
E 生産品分類表に数量単位が記載してないものは価額のみを記入すること。
F 価額は調査期間内に生産したものの内販売済みのものについては工場渡し値段に依り、未だ販売しなかつたものについては十二月末日の市価に依り之を計算して記入すること。但し四半単位と端数は切捨てること。
G 該工場の製品の一部は之を販売し、他はその工場の燃料として自家消費したような場合その販売については本欄の生産額中にこれを記入し、燃料として自工場消費した部分については之を生産額中に記入せず右は必ず「11 燃料使用額」欄中の夫々該品目欄にこれを記入すること。

14. 生産額
内国消費税とは物品税、酒税、清涼飲料税、織物消費税、砂糖消費税、骨牌税の六種の間接消費税をいひ、従つて本欄に記入する税金は「13 生産額」中に含まれてゐる右の諸税の金額を記入するものである。
A 向所得税、収益税、財産税、流通税、直接消費税の如き諸税の金額は記入してはならない。

15. 修理料
一月一日より十二月末日迄の期間内に他工場又は他人から委託されて修理を行つた場合は他から受取つた修理料金の合計を記入すること。
A 販売先別売上高の総売上高に対する割合
B 其の他産業用使用者に対して販売したものとは例えはホテル、旅館、料理店、病院の薬局、理髪店、美容院等のサービス業並に運輸通信業等の事業所に対して業務用として販売したものをいふのである。

16. 販売先別売上高の総売上高に対する割合
A 販売先別売上高の総売上高に対する割合
B 其の他産業用使用者に対して販売したものとは例えはホテル、旅館、料理店、病院の薬局、理髪店、美容院等のサービス業並に運輸通信業等の事業所に対して業務用として販売したものをいふのである。

17. 本欄に記入する金額は自分のところで製造したものではないが自分のところの製品として販売したものがあればその金額を記入するのである。例えは菓子製造工場が自分のところでは「キャラメル」を製造して居るのだけれども他工場から買入れて自分のところの「レツテル」を貼つて之を売つた場合の金額或は印刷工場が一〇〇部は下請工場に印刷させて之を依頼主のところで七〇〇部を印刷し残りの三〇〇部は下請工場に印刷させて之を依頼主のところで印刷した七〇〇部の代金を本欄に記入すること。尚自分のところで印刷した七〇〇部の金額は「13 生産額」中に記入することはいふまでもない。
加入団体の名稱
当該工場が其の業務に加入している団体がある場合はその団体の名称を記入すること。例えは何々組合、何々会等の様に記入すること。尚当該事業所が其の業務に加入している団体は各団体の名称を列記すること。
事業主の住所
事業主の住所は事業主が自ら所有する事業所であつても他から賃借したものであつても事業主の住所を事業所の住所として記入すること。但し捺印は責任ある事業所の管理者の捺印を以て之に代へることが出来る。